

質問及び回答

令和3年10月15日公表

No	該当文書及び項目番号等	質問	回答
1	募集要項 3.物件の概要	地目「水道用地」は、事業目的による建築、展開は可能か	「水道用地」として、地目による建物の建築に規制は無い。ただし、建築基準法や森林法等関係諸法令による建物の建築及び開発行為に規制があるので、事業者により確認すること。
2	募集要項 3.物件の概要 (3)対象施設の概要 ②土地の定着物	土地の定着物で取壊し不可とありますが、計画上必要な場合は協議のうえ取り壊しは可能になりますか。	事業を行ううえで、安全が確保出来、環境への影響が無い工法等の提案及び各種法令の遵守をすることが出来れば、市と協議のうえ可能となる。
3	募集要項 7.利活用上の条件 (1)共通事項④	土地の造成（区画形質の変更）等とありますが、盛土（埋め戻し）を行うことは可能でしょうか。	盛土（埋め戻し）は、旧小久保ダムに構造上の問題を生じさせない場合においては、企画提案の審査とは別に富津市の承諾を得た上で実施可能である。（参照：募集要項P8（2）構造上の制約） ただし、各種法令遵守は当然のことながら、旧小久保ダムの大部分を盛土（埋め戻し）する場合、富津市は盛土（埋め戻し）の実施について、安全面、周辺環境への影響について、より慎重な判断を行うこととなる。